

[収入状況Aで、収入「無」と答えた方]

過去1年以内で勤務実績はありますか？	有・無	申請前加入の医療保険
退職後1年以上で失業給付受給延長中ですか？	はい・いいえ	1. 国民健康保険 2. 無保険
退職(予定)日	令和 3 年 1 月 31 日	3. 健康保険組合 4. 協会けんぽ
退職理由	自己都合のため	5. 任意継続保険 6. 共済組合
[過去1年間、勤務実績「有」又は失業給付受給延長中と答えた方]		7. その他 ()

失業給付の状況について

- 1 雇用保険未加入
- 2 受給する・受給中 待期間満了日 : 令和 年 月 日 ・基本手当日額 (円)
- 3 受給延長 受給延長理由 : (出産・育児のため)
※出産予定日 : 令和 3 年 3 月 10 日 (延長理由が出産の場合のみ記入)
- 4 受給終了 受給終了日 : 令和 年 月 日
- 5 受給しない・加入期間不足のため受給できない

◆雇用保険失業給付について◆

雇用保険の基本手当日額3,612円以上(60歳以上は5,000円以上)の場合は、失業給付受給中は被扶養者になれません。ただし、待期間及び給付制限期間中は加入できますので、受給開始の際は扶養削除手続きを行ってください。基本手当日額が3,612円未満(60歳以上は5,000円未満)であれば申請により加入できます。基本手当日額は、職業安定所で確認してください。

◆提出書類◆

- 「1 雇用保険未加入」 : 退職証明書(健保所定の書式)
- 「2 受給する・受給中」 : 雇用保険受給資格者証(写)、下記の誓約事項記入(待期間及び給付制限期間中の扶養希望で基本日額3,612円以上の場合)
- 「3 受給延長」 : 延長手続き後の雇用保険受給資格者証(写)、下記の誓約事項記入
- 「4 受給終了」 : 受給終了日が印字された雇用保険受給資格者証(写)
- 「5 受給しない・受給できない」 : 離職票1・2(写)、下記の誓約事項記入

[上記の2(基本手当日額3,612円以上の場合)、3、5の場合、下記の誓約事項について記入してください]

雇用保険の失業給付に係る誓約事項

上記のとおり相違ありません。本書提出にあたり以下の事項について誓約いたします。
□欄にチェック☑を記入してください。(必須)

【誓約事項1】 ☑誓約します

被扶養者が失業給付(基本手当日額:3,612円以上(60歳以上は5,000円以上))の受給を開始した場合は、速やかに健康保険組合に、「被扶養者異動届(削除)」及び「健康保険被保険者証」「雇用保険受給資格者証の写し」を提出いたします。

【誓約事項2】 ☑誓約します

離職票は大切に保管いたします。
失業給付の受給に関して、健康保険組合から状況確認のために離職票の提出を求められたときは、速やかに提出いたします。

【誓約事項3】 ☑誓約します

上記の誓約事項1.2に反して健康保険組合に提出しなかった場合は、被扶養者認定を事由発生日まで遡って取り消されても意義はありません。その間に健康保険組合から支払われた保険給付費があった場合は全額返納いたします。

令和 3 年 2 月 1 日

(自署)被保険者氏名 健保 太郎

※☑、日付、自署がないものは受理できません。

※被扶養者氏名ではありません

申請前の状況

⑤別居している両親を扶養申請する場合に記入してください(同居の場合は記載不要)

扶養申請対象者と同居している家族(いない場合は、氏名欄に「なし」と記入)	氏名	扶養申請者との続柄	生年月日	職業	年収見込額	備考
					円	
					円	
1. 被保険者の毎月の仕送り額	円/月	※妻子以外の申立者で別居している方(祖父母、父母、兄弟)は、毎月定期的に仕送りしていることが条件です。仕送りをしていない場合は、被扶養者として認められません。				
2. 他の親族からの仕送り額	円/月	なお、手渡しは「被扶養者認定基準」により認められません。				
3. ご自身が扶養申請する家族を生活上扶養する理由を詳しく記入して下さい。						